

第 11 号

令和元年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算（第4号）

令和元年度熊本県の流域下水道事業特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ104,566千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,856,927千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

令和2年2月4日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	分担金及び負担金	1,965,194	30,071	1,995,265
	1 負担金	1,965,194	30,071	1,995,265
2	国庫支出金	842,140	59,750	901,890
	1 国庫補助金	842,140	59,750	901,890
3	繰入金	338,220	△ 2,834	335,386
	1 一般会計繰入金	338,220	△ 2,834	335,386
4	繰越金	75,641	△ 10,421	65,220
	1 繰越金	75,641	△ 10,421	65,220
5	県債	527,600	28,000	555,600
	1 県債	527,600	28,000	555,600
歳入合計		3,752,361	104,566	3,856,927

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 土 木 費		千円 3,036,003	千円 106,961	千円 3,142,964
	1 流 域 下 水 道 費	3,036,003	106,961	3,142,964
2 公 債 費		705,706	△ 2,395	703,311
	1 公 債 費	705,706	△ 2,395	703,311
歳 出 合 計		3,752,361	104,566	3,856,927

第2表 繰越明許費補正  
変 更

款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
1 土 木 費		千円 1,120,000	千円 1,239,500
	1 流域下水道費	1,120,000	1,239,500
合	計	1,120,000	1,239,500

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
情報処理関連業務	令和2年度	千円 1,284

第4表 地方債補正 変 更								
起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
熊本北部 流域下水道 事業費	千円 107,000	(借入先) 財務省、地 方公共団体金 融機構、会社、 その他	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等 ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができる。	千円 108,000	(補 正 前 に 同 じ)		
球磨川上流 流域下水道 事業費	32,000	(借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。		43,000				
八代北部 流域下水道 事業費	299,000			315,000				
計	438,000				466,000			